

京都市告示第 189号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第2項の道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 25 年 6 月 24 日

京都市長 門川 大作

1 承認事項

指定 番号	指定 年月日	道路の 幅員	道路の 延長	道路の位置	道路廃止の申請者
第 5900 号	平成 25.6.4	メートル 4.00	メートル 104.62	京都市下京区小稲荷町7, 8,9,9-1,10,10-1,10-2, 10-3,10-4,11,12,12-1, 12-2,12-3,13,14,15, 27,28,29-1,30,31, 32-2,33,34,35,36, 37,37-1,93,94,95, 96及び97の一部	京都市長 門川 大作

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）